

(有)ゴトーシステムサービス

(株)サンヘルプ



アカデミーからトップチーム、日本代表、そして世界へ

大分トリニータアカデミーサポート

# しらしんけんクラブ

## 2017年度新規会員大募集!!



大分トリニータアカデミー(ユース、ジュニアユース、ジュニア、レディース、スクール)をサポートすることを目的に設立した、育成年代支援サポートクラブです。魅力あるアカデミー組織を構築し、アカデミーで育った選手が、将来トップチームや、日本代表として世界で戦える選手を輩出することを目標としています。ご協力いただいた会費はクラブ運営費とは完全に切り離し、アカデミー活動の支援だけに使用させていただきます。

### 2017年度 しらしんけんクラブ 募集要項



#### 支援活動内容

大分トリニータアカデミーのトレーニング環境の整備や、強化遠征の費用補助等をサポートしていきます。



#### 会費

個人会員	1口 3,000円~
法人会員	1口 10,000円~
有効期間	有効期間:2018年3月31日まで 以降は毎年4月1日~翌年3月31日までの有効期間となります。



#### お申し込み方法

専用の振込用紙に必要事項をご記入のうえ、ご入金ください。「おなまえ」欄には、払い込みされるご本人様のお名前をご記入ください。(郵便払込用紙が入会申込書となります)

※郵便払込手続きの際は、払込手数料のご負担をお願いいたします。



#### 会員特典

※特典画像はイメージです。



#### 会員証発行

会員証の提示で特典を受けることができます。  
・ホームゲームでのイベント参加権利  
(ウォーミングアップツアー等)



#### アカデミー会報誌 発送(年3回)

毎年7月・11月・3月に発行

#### ピンバッジ進呈



#### 個人

1口: 会員証・会報誌  
2口: 会員証・会報誌・ピンバッジ1個

#### 法人

1口: 会員証・会報誌・ピンバッジ3個  
3口: 会員証・会報誌・ピンバッジ5個・会報誌に社名掲載  
5口: 会員証・会報誌・ピンバッジ5個・会報誌に社名掲載・HPに社名掲載



#### お問い合わせ先

株式会社 大分フットボールクラブ フットボール事業本部  
〒870-0126 大分市大字横尾1629番地/営業時間(平日)9:00~18:00  
TEL.097-554-2250 FAX.097-554-2280

## これからも大分トリニータアカデミー出身のプロサッカー選手を輩出していきます!

### 2017シーズン 大分トリニータ在籍選手



### 日本A代表で活躍中!!

#### 西川 周作 選手

2004年卒  
浦和レッズ  
日本代表



#### 清武 弘嗣 選手

2007年卒  
セレッソ大阪  
日本代表



#### 梅崎 司 選手

2004年卒  
浦和レッズ  
日本代表(2006年)

#### 福元 洋平 選手

2005年卒  
レノファ山口

#### 梶原 公 選手

2005年卒  
大分U-15コーチ

#### 井上 裕大 選手

2007年卒  
FC町田ゼルビア

#### 石田 良輔 選手

2007年卒  
2016年引退

#### 東 慶悟 選手

2008年卒  
FC東京  
日本代表(2013年)

#### 刀根 亮輔 選手

2009年卒  
キラヴァンツ北九州

#### 松原 健 選手

2010年卒  
横浜F・マリノス  
日本代表(2014年)

#### 為田 大貴 選手

2011年卒  
アビスパ福岡

#### しらしんけんクラブ会員規定

第1条(名称)  
この会の名称は、大分トリニータアカデミーサポートしらしんけんクラブ(以下クラブといいます)と称し、大分フットボールクラブ フットボール事業本部が運営を行います。

第2条(目的)  
クラブは、大分トリニータ育成組織の活動を支援することを目的とします。

第3条(会員)  
1. クラブの入会資格は問いません。  
2. 本規定を承認の上入会申し込みをした方のうち、事務局が入会に相当と認めた方をクラブ会員(以下会員といいます)とします。

第4条(保護者)  
中学生以下の方が入会の申し込みをする場合には、保護者の同意を得るものとします。

第5条(保護者の責務)  
保護者は、中学生以下の会員に代わって本規定第6条、第7条に定める会費の納入義務を直接履行する責を負うものとします。

第6条(会費)  
1. 会員は所定の会費を納めなければなりません。  
2. 会員はクラブが定める方法により、会費を納めるものとします。  
3. 納められた会費はクラブに帰属し、いかなる理由があっても返却できません。

第7条(入会期間)  
会員の入会期間は、4月1日(または所定の会費を納めた日)から翌年3月31日までとします。

第8条(会員の権利)  
会員はクラブの資産などについて何らの権利も請求権がありません。

第9条(退会)  
会員が本規定に違反、またはクラブの名誉を傷つける行為をされた場合には、事務局はその会員を退会させることができるものとします。

第10条(届出事項の変更)  
会員に届出事項の変更が生じた場合は、すみやかにEメールまたはハガキで事務局に連絡するものとします。

第11条(クラブの運営)  
1. クラブは事務局が運営し執行するものとします。  
2. 会員は事務局が運営し執行することの意思決定に関与することはできません。

第12条(規定の変更)  
本規定の変更は事務局において変更手続きをなし、会員には別途連絡するものとします。

第13条(その他)  
本規定に定めのない事項は、事務局において必要の都度、別に細則を定めるものとします。